

2020年2月

動画教材「動画で学ぶ 職場のハラスメント vol.2 パワハラ編」補足説明

株式会社 きんざい

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)の改正により、パワーハラスメント(パワハラ)対策が法制化されました。

同法改正によって、国の施策として職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進が明記され、事業主に対してもパワハラ防止のための雇用管理上の措置(相談体制の整備等)を義務付けました。また、厚生労働省の検討会がまとめた報告書の内容も踏まえて、同法ではパワハラを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されること」と定義しました。

パワハラ対策法制化前に制作した本教材においては、パワハラの内容については、厚生労働省の検討会がまとめた報告書に基づいて、「同じ職場で働く者に対して、優越的な関係に基づいて、業務の適正な範囲を超えて、身体的もしくは精神的な苦痛を与える、または就業環境を害する行為」との定義を前提に説明しておりますが、パワハラ対策法制化によって定義されたパワハラの内容にも対応した内容となっております。

問い合わせ先：研修センター

TEL03-3358-1786